

○ 建築基準法改正により定期報告の対象となる「建築物」

報告対象用途	報告対象規模等（令和元年6月25日～）		
	国が政令で定めるもの※1※2	野々市市細則で定めるもの （国の政令で定めるものを除く）	報告周期
劇場、映画館又は演芸場	①3階以上の対象用途面積100㎡超のもの ②客席の対象用途面積200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階の対象用途面積100㎡超のもの	①3階以上の階かつ対象用途面積500㎡超のもの ②対象用途面積1,000㎡超のもの ③地階かつ対象用途面積500㎡超のもの	3年
観覧場、公会堂、集会場	①3階以上の対象用途面積100㎡超のもの ②客席の対象用途面積200㎡以上のもの ④地階の対象用途面積100㎡超のもの	①3階以上の階かつ対象用途面積500㎡超のもの ②対象用途面積1,000㎡超のもの ③地階かつ対象用途面積500㎡超のもの	3年
病院、診療所、ホテル、旅館 ※診療所は患者の収容施設があるものに限る	①3階以上の対象用途面積100㎡超のもの ②2階の対象用途面積300㎡以上のもの ※病院又は診療所は、その部分に患者の収容施設がある場合に限る ④地階の対象用途面積100㎡超のもの	①3階以上の階かつ対象用途面積500㎡超のもの ②地階かつ対象用途面積500㎡超のもの	3年
高齢者等の就寝の用に供する 児童福祉施設等、共同住宅、寄宿舎	①3階以上の対象用途面積100㎡超のもの ②2階の対象用途面積300㎡以上のもの ④地階の対象用途面積100㎡超のもの	①3階以上の階の対象用途面積500㎡超 かつ延べ面積1,000㎡超のもの ②地階の対象用途面積500㎡超 かつ延べ面積1,000㎡超のもの	3年
高齢者等の就寝の用に供しない 児童福祉施設等、共同住宅、寄宿舎 下宿	(指定なし)	・ 同上	3年
学校、体育館(学校付属)	(指定なし)	(指定なし)	
体育館、博物館、美術館、図書館、 ポーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、スポーツの 練習場(いずれも学校付属以外)	①3階以上の対象用途面積が100㎡超のもの ②対象用途面積2,000㎡以上のもの	①3階以上の階かつ対象用途面積2,000㎡超のもの ②地階かつ対象用途面積2,000㎡超のもの	3年
百貨店、マーケット、物販店舗	①3階以上の対象用途面積100㎡超のもの ②2階の対象用途面積500㎡以上のもの ③対象用途面積3,000㎡以上のもの ④地階の対象用途面積100㎡超のもの	①3階以上の階かつ対象用途面積500㎡超のもの ②対象用途面積1,500㎡超のもの ③地階かつ対象用途面積500㎡超のもの	3年
展示場、キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店	①3階以上の対象用途面積100㎡超のもの ②2階の対象用途面積500㎡以上のもの ③対象用途面積3,000㎡以上のもの ④地階の対象用途面積100㎡超のもの	①3階以上の階かつ対象用途面積500㎡超のもの ②地階かつ対象用途面積500㎡超のもの ※（展示場を除く）	3年
事務所等 (階数5以上かつ延べ面積1,000㎡超)	(指定なし)	・ 地階又は5階以上の階の対象用途面積 1,000㎡超かつ 延べ面積2,000㎡超の もの	3年

※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外

※2 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡超のものに限る。